税制改正ならびに中小会社の決算公開に関する質問主意書

出者 若 松

提

謙維

税制改正ならびに中小会社の決算公開に関する質問主意書

税制 なら びに中 小会社 0 決算公開 に 関 して、 現行では いくつ か の問 題点があり、 その改善は緊急を要する

ものと考えられるので、以下の項目について質問する。

一 税制改正について

1 贈与税の基礎控除額引き上げについて

贈与 税 の基礎控除額は、 昭和五十年度以来、 改正が行われておらず、 課税件数は五倍以上に増加して

1 る。 その 後の給与水準の上昇や物価 四の上昇、 土地 の評 価 額の引き上げ、 相続税 \mathcal{O} 遺産に係 わ . る基 一礎控

除 額 $\widehat{\mathcal{O}}$ 引き上げ等を勘案 Ĺ 贈与税 の基 礎控除額を百二十万円程度に引き上げるべきと考える。 大蔵 省

の見解を伺いたい。

2 各種所得控除の整理合理化について

所得税法における各種所得控除は複雑かつ多岐にわたり、 控除額の客観的基準が明確でない ŧ のや、

控 除 の必要性 が 薄れたものもあり、 全面的な見直しが必要と考える。 特に、 酉己 偶者特別 控除 に ついて

は、 運用面での問題点が多く、 女性の社会進出の妨げになるとも言われている。 この際、 配偶者特別控

除 は 廃 止 Ļ 人的控除 (基礎控 除、 配 偶者 控除、 扶養控除) を大幅 に引き上げるなどの 吸 収 合理 化 を図

る か、 ま 6たは、 現 在 の家族 合算 申告 制 度 か 5 夫婦 個 別 申告 制 度 移行すべ きである。 大蔵 省 \mathcal{O} 見 解 を伺

いたい。

3 消費税の各種届出書及び承認申請書の提出期限延長について

事 ·業者は期末 日 終了後に決算処理と並 行して翌期 の経営方針等を決定するのが通例だが、 現行! 1規定で

は 事 業者 が 前 期 \mathcal{O} 確 定 申 告書提出 期限. 内 に 消費税の各種 届 出 書等を提出 した場合、 その 届 出 事 項 \mathcal{O} 適 用

が ※翌期 以 降にな り、 税 \mathcal{O} 超 過 負 担 が 生じることもある。 よって、 消費税 \mathcal{O} 各種 届 出 [書及び 承 認 申 請 書 $\overline{\mathcal{O}}$

提 出 時 期 は その適用 を受けようとする前 事業年度の 申告期限 まで延長するべきと考える。 大蔵 省 0 見

解を伺いたい。

4 収 益 価 格を重視 L た固定資 産 税 の評 価 額 に **つ** *((* 7

古 定 資 産 税 \mathcal{O} 評 価 額に つい <u>.</u> は、 応能: 負担を原則とする相続税の実勢価格に基づく評価は必要なく、

収 益 価 格を重視 Ļ 応益 負担 ,原則に沿っ た評 価 額 で課税標準額を定めるべ きである。 また、 平 成 九 年は

三年に 度の評価替えの年に当たるが、 地 価 の下落により 評価額が実勢価格を超えることの な 1 よう

に、評価額を決定すべきと考える。自治省の見解を伺いたい。

5 税 務 調 査 \mathcal{O} 事 前 手 ,続 き規定 \mathcal{O} 整 備 12 0 1 7

租 税 \mathcal{O} 賦 課 徴 収 に 係わる手続きについ て は、 国税 通則法第七十四条の二により、 行政手続法 の主 要規

定が適用除外されている。 しか Ļ わが 玉 \mathcal{O} 税務行政においては、 調査等に関する事 前手 続 規定 調 査

日 時、 対象期間、 理由等に係わる事前通 知 や調 査 \mathcal{O} 範囲等) がほとんど整備されてい ない 状況に あるた

め 玉 民 の権利 利 益 $\overline{\mathcal{O}}$ 保護に資するため 0 事 前手続規定を、 諸外国の制度と同様に国 税通則法等にお

て整備するべきである。大蔵省の見解を伺いたい。

一 中小会社の決算書類公開について

1 中 小 会社 の決算 書 類 公 開 にお け る外 部 監 査 制 度の 確 に つ 7 7

中 -小会社 の決算 書類公開に当たって は、 その 決算 書 類 が 適 正 か、 また信 頼し得るものかどうか に つい

て、 外 部 の監査 による保証が不可欠である。 L か ï 法務省は外部監査制度とは切 り離 した形で中 小会

社 の決算書類 の公開を先行する準備を進めていると聞く。 外部監査制 度の 確立なくして作成され た決算

書 類 $\widehat{\mathcal{O}}$ 公開を先行させることは実効性に乏しく、 不適切である。 よって、 早急に 中 -小会社 の計算 の適

正を保証する制度」として「中小会社の外部監査制度」を確立し、「登記所における決算書類の公開」

が行われるべきと考える。法務省の見解を伺いたい。

右質問する。